

富士見市物品調達等電子入札運用基準

富 士 見 市

平成29年6月

目 次

1	電子入札について	1
(1)	埼玉県電子入札共同システムについて	1
(2)	電子入札実施の考え方について	1
2	電子入札システムの利用について	1
(1)	電子証明書について	1
(2)	利用者登録について	1
3	システム障害等について	2
(1)	本システムに障害が発生した場合	2
(2)	本システム以外に障害が発生した場合	2
4	入札案件登録について	2
(1)	受付期間等の設定について	2
(2)	入札額等の表記について	2
5	関係書類の提出について	2
(1)	使用アプリケーションの指定	2
(2)	提出方法	3
(3)	ウイルス対策について	3
6	入札について	3
(1)	入札書の提出等	3
(2)	紙入札書による提出	4
(3)	入札の辞退	4
7	開札について	4
(1)	開札について	4
(2)	開札時の立ち会いについて	4
(3)	くじの実施について	5
(4)	開札処理が長引いた場合について	5
(5)	開札の延期について	5
(6)	入札書未到着の取扱いについて	5
(7)	開札の中止について	5
(8)	再度の入札を行う場合	5
8	電子証明書の不正利用について	5
	附則	6
	様式第1号 紙入札方式参加申請書	7
	様式第2号 辞退届	8

富士見市物品調達等電子入札運用基準

この富士見市物品調達等電子入札運用基準は、富士見市（以下「市」という。）と入札参加者が、コンピュータとネットワーク（インターネット）を利用した電子入札システムで行う入札手続を円滑かつ適切に運用できるように取扱いを定めたものです。

なお、本運用基準に定めのない事項については、入札・契約関係諸規定によるものとします。

（用語の定義）

「電子入札」：電子入札システムで処理する入札手続・入開札事務

「紙入札」：紙に記載した参加申請書や入札書を使用して行う入札手続・入開札事務

「入札参加者」：入札（見積りを含む。）に参加しようとする者（入札参加資格者）

1 電子入札について

（1）埼玉県電子入札共同システムについて

埼玉県電子入札共同システム（以下「本システム」といいます。）は、コンピュータとネットワーク（インターネット）を利用して入札への参加申請から入札・落札者決定までの事務（以下「入開札事務」といいます。）を処理するシステムです。

本運用基準の適用は、本システムで処理する市が発注する物品調達等（以下「案件」といいます。）とします。

（2）電子入札実施の考え方について

市が電子入札で行うことを決定した案件（以下「電子入札案件」といいます。）は、本システムで処理することとし、原則として紙による入札書の提出は認めないものとします。

2 電子入札システムの利用について

（1）電子証明書について

電子証明書とは、電子認証局が発行した電子的な証明書で、誰が発行されたものであるかを電子認証局が証明します。

本システムで利用可能な電子証明書は、別途公表する民間の電子認証局が発行したもので、富士見市物品等競争入札参加資格申請をした営業所（本社を含む。）の代表者（入札参加資格者名簿登載者）名義のものを原則とします。

（2）利用者登録について

初めて本システムを利用する場合や新しく電子証明書を取得する場合は、本システムで利用者登録を行ってください。また、登録内容に変更がある場合は、直ちに利用者情報の変更を行ってください。

3 システム障害等について

(1) 本システムに障害が発生した場合

本システム用のサーバー・ネットワークなどに障害が発生し、入札事務が処理できないことが判明した場合は、その原因、復旧見込み等を調査検討して、入札事務の延期、紙入札への移行などの措置を講じます。

この場合は、本システム以外の方法（インターネット、電子メール、電話、ファクシミリ等）により入札参加者（入札参加希望者を含みます。以下同じ。）に必要な事項を市から連絡するものとします。

(2) 本システム以外に障害が発生した場合

天災、電力会社の原因による広域的・地域的な停電、通信事業者（プロバイダを含みます。）の原因によるネットワーク障害、その他やむを得ない事情により複数の入札者が本システムによる入札に参加できないことが判明した場合は、その原因、復旧見込み等を調査検討して、入札事務の延期、紙入札への移行などの措置を講じることがあります。

入札事務の延期、紙入札への移行などの措置を講じる場合において、延期、紙入札への移行その他必要な事項を本システム、インターネット、電子メール、電話、ファクシミリ等により市から入札参加者に連絡するものとします。

4 入札案件登録について

(1) 受付期間等の設定について

参加申請書、入札書等の提出期限（見積期間）等は、従来の紙入札方式に準じて設定するものとします。

なお、開札日は、入札書受付締切日の翌日を標準として、各案件ごとに市が定めることとします。

(2) 入札額等の表記について

本システム上で入力または公開される設計額、予定価格、最低制限価格、入札額及び落札額は消費税相当額を除く金額とします。

5 関係書類の提出について

(1) 電子データのファイル形式の指定

入札参加者が関係書類を提出する際に使用できる電子データのファイル形式は、次のとおりとします。

・「.docx」形式（Microsoft Word 2007 以降のバージョン）

- ・「.xlsx」形式（Microsoft Excel 2007 以降のバージョン）
- ・「.pptx」形式（Microsoft PowerPoint 2007 以降のバージョン）

（２）提出方法

関係書類は、原則として電子データで提出するものとし、本システムの添付機能を利用して提出してください。

ただし、電子ファイルの容量が 3 MB を超える場合は、関係書類の作成方法、提出方法を市と協議の上、その指示に従ってください。

関係書類を紙媒体で提出する場合の提出期限（市に必着とします。以下同じ。）は本システムによる提出期限と同一とします。

（３）ウイルス対策について

入札参加者は、コンピュータウイルスに感染しないようにウイルス対策用のアプリケーション（ソフト）を導入するなどの対策を必ず講じてください。

ウイルス対策アプリケーションの種類は問いませんが、最新のパターンファイルを適用し、関係書類等を作成、提出する場合は必ずウイルス感染チェックを行ってください。

市の担当者は、提出された関係書類その他の電子ファイルを直接閲覧等の操作をせずにウイルスチェックを行ってから閲覧その他の操作を行うものとします。

入札参加者から提出された関係資料等がウイルスに感染していることが判明した場合は、直ちに作業を中止し、本システムの管理者に連絡するとともに、当該関係資料を提出した入札参加者と関係書類の提出方法を協議するものとします。

6 入札について

（１）入札書の提出等

電子入札では、参加申請書や入札書等は本システムのサーバに記録された時点で提出されたものとします。本システムでは、これらの情報がサーバに正常に記録された時点で、処理された内容、時刻等を受信確認通知で表示しますので、参加申請書や入札書等の提出を行った時は、必ず受信確認通知の表示を確認してください。

受信確認通知が表示されない場合は、必要な情報が正常にサーバに到達していないので、再度処理を行い、それでも受信確認通知が表示されない場合は本システムのヘルプデスクにお問い合わせください。

なお、受信確認通知は、提出処理を行った時のみ表示され、再表示はできませんので必要に応じて印刷等を行ってください。

※ 入札書の提出は入札金額等を暗号化して送信しますので、入札書提出後（受信確認通知の表示以降）は入札金額の確認ができませんので注意してください。

(2) 紙入札書による提出

社名や代表者の変更により電子証明書の変更（再取得）が間に合わない場合など、やむを得ない理由がある場合は、「紙入札方式参加申請書」（様式第1号）を市に紙媒体で提出して承認を得てください。

なお、この申請は、競争参加資格確認申請書や入札書等の提出期限までに行ってください。

< 紙入札を認める例 >

- 1 会社名、会社所在地、代表者の変更により、電子証明書の変更（再取得）が間に合わない場合
- 2 電子証明書の閉塞（PIN番号の連続した入力ミス）、破損、盗難等による再発行手続き中の場合
- 3 電子入札導入準備を行っているが、間に合わなかった場合
- 4 その他、やむを得ない事情があると認める場合

(3) 入札の辞退

電子入札で入札書提出前に辞退する場合は、入札書受付期間内に本システムにより辞退してください。また、一度提出した入札書の撤回、訂正等はできません。

7 開札について

(1) 開札について

開札は、事前に設定した開札予定日時後に速やかに行うものとし、一括開札処理で行います。

ただし、紙入札方式による参加者がいる場合は、入札執行職員の開札宣言後、紙媒体の入札書を開封してその内容を本システムに登録し、その後に電子入札書を一括開札して立会者等の確認後、落札者の決定を行います。

(2) 開札時の立ち会いについて

電子入札方式による入札参加者及び紙入札方式による参加者は、開札に立ち会うことができます。立ち会いを希望する場合は、会場設定の都合上なるべく前日までにご連絡ください。

なお、代理人が立ち会う場合は、委任状が必要です。

また、立ち会いを希望する参加者がいない場合は、入札に関係のない市の職員を立ち合わせるものとします。

(3) くじの実施について

落札となるべき金額を入札した者が複数あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合は、システムにより電子くじを実施します（電子くじとは、入札参加者が入札時に入力した任意の3桁の数字と、システムで発生する乱数を用いて落札者を決定するものです。）。

紙入札者は、任意の数値を決め、入札執行者がその数値を本システムに入力します。

(4) 開札処理が長引いた場合について

開札予定日時から落札者決定通知書発行まで著しく遅延（1時間程度を目安とします）する場合、市は必要に応じて本システムその他適当な手段により、処理状況の情報提供を行うものとします。

(5) 開札の延期について

開札を延期する場合、市は、本システムその他の適当な手段により、当該案件に入札書を提出している参加者全員に、開札を延期する旨と変更後の開札予定日時を通知するものとします。

(6) 入札書未到着の取扱いについて

入札書提出締切予定日時において、入札書が本システムのサーバに未到着の入札参加者は辞退したものとみなします。

(7) 開札の中止について

開札を中止する場合、市は、本システムその他適当な手段により、当該案件に入札書を提出している参加者全員に、開札を中止する通知をするとともに、入札書を開封せずに本システムに中止の結果登録をするものとします。

(8) 再度の入札を行う場合

入札の結果、落札者が決定しない場合、再度の入札を電子入札で行います。再度の入札の実施については、入札の当該案件に入札書を提出した参加者全員に別途通知します。

8 電子証明書の不正利用について

入札参加者が電子証明書を不正に使用等した場合には、入札参加停止の措置を行うことがあります。

電子入札に参加し、開札までに不正使用等が判明した場合には、当該案件への参加資格を取り消します。

＜ 不正に電子証明書を使用等した場合の例 ＞

- ・ 他人の電子証明書を不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加し、または参加しようとした場合
- ・ 代表者が変更になっているにも関わらず、変更前の代表者の電子証明書を使用して入札に参加し、または参加しようとした場合
- ・ 同一案件に対して複数の電子証明書を使用して複数の参加申請書や入札書を提出し、または提出しようとした場合

附 則

この運用基準は、平成28年 1 月20日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成29年 6 月26日から施行する。

様式第1号

「紙入札方式参加申請書」

年 月 日

(あて先) 富士見市長

(申請者)

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

下記案件については、埼玉県電子入札共同システムによる電子入札に参加できないので、紙入札による参加を申請します。

記

1.案件名

2.電子入札に参加できない理由

上記について承認します。

年 月 日

様

富士見市長

辞 退 届

年 月 日

(あて先) 富士見市長

(申請者)

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

下記案件について入札を辞退します。

記

1.案 件 名 : _____

2.入 札 日 時 : _____ 年 _____ 月 _____ 日 午前・午後 _____ 時 _____ 分

3.辞退の理由 : _____
